

洪水調整池設置指導要領

令和4年7月改訂

神戸市建設局河川課

(適用)

この要領は、開発事業の施行に伴い必要となる洪水調整池を設置する際に必要な事項を定めるものである。

(洪水調整池)

洪水調整池とは、雨水の流出量の増加が生じる開発事業の施行に伴い、開発事業区域の周辺の地域において洪水による災害が発生しないように、雨水を一時的に貯留する施設で、放流先の下流の河川及び水路（以下、排水施設）改修の代替措置として設置されるものである。

(開発事業)

開発事業とは、次のいずれかに該当する事業、工事、行為をいう。

- (1) 神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例に規定される開発事業
- (2) 宅地造成等規制法に基づく工事
- (3) 上記以外で雨水の流出量の増加が生じる土地の造成等を行う行為

(対象事業)

開発事業区域の面積が 1ha 未満かつ雨水の流出量の増加が生じる面積が 3,000 m² 以上の開発事業を対象とする。なお、開発事業区域の面積が 1ha 以上の場合、兵庫県総合治水条例によるものとする。

(雨水流出増の判定)

雨水の流出量の増加は、開発事業の施行に伴う土地の形質変更等の有無だけではなく、都市計画法の開発許可制度以降（昭和 46 年）に法的手続き（宅地造成等規制法による許可、都市計画法による開発許可、土地区画整理法による事業等）を経ずに開発を行った土地については、従前の土地の形態を基に判定するものとする。

(洪水調整池の区分)

市街化調整区域における洪水調整池は、恒久調整池とする。

(洪水調整池の計画)

- (1) 洪水調整池は、開発事業完了後の雨水の流出量が放流先の下流排水施設の流下能力から算出される許容放流量を超えないよう計画するものとする。ただし、市街化調整区域における開発事業の場合においては、許容放流量は開発前の雨水の流出量を上回らないものとする。
- (2) 洪水調整池が廃止となった場合に必要となる施設の整備について、別途管理者と協議するものとする。

(手続き)

洪水調整池設置の手続きは次のとおりとする。

- (1) 神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例に規定される開発事業については、条例に基づく手続きを行うものとする。
- (2) その他の事業等については、事前協議（洪水調整池の可否を協議）及び洪水調整池設置協議を行うものとする。協議成立後の手続きは下記のとおりとする。
 - ①着手届の提出
 - ②協議書に定めた中間検査の実施
 - ③完了検査の実施
 - ④竣工資料の提出

(技術基準)

洪水調整池を設置する場合の技術基準は、兵庫県が定める最新の「重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説」、「重要調整池に関する構造マニュアル」等に準拠するものとする。

(設計細目)

洪水調整池を設置する場合の設計細目は、次のとおりとする。

- (1) 計画対象降雨
計画対象降雨は、兵庫県が定める最新の基準によるものとする。
- (2) 下流排水施設の調査
流下能力を調査する区間は、下流排水施設の全区間とする。
- (3) 下流排水施設の流下能力の算定
 - ①流下能力の算定にあたっては、堤防高より余裕高を控除するものとする。
 - ②準用河川の余裕高は、神戸市長が管理する準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準を定める条例によるものとする。
 - ③普通河川の余裕高は、神戸市長が管理する準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準を定める条例に準拠するものとする。
 - ④水路の余裕高は、水路管理者の技術基準によるものとする。
- (4) 許容放流量の算定
許容放流量については、下流河川（水路）の流下能力の最小比流量をもって、調整池からの許容放流比流量とする。また、許容放流量は、年超過確率 1/30 降雨強度式を用いて算出した開発前の洪水流量（許容放流量の上限値）を上回らないものとする。
- (5) 開発区域外からの雨水流入の考慮
 - ①バイパス水路を整備し、雨水流出増が生じる区域と雨水流出増が生じない区域

を分離すれば、集水区域外とする。

②バイパス水路は、洪水調整池対象降雨のピーク流量を流下させる断面とする。ただし、非常用洪水吐の設計には、雨水流出増が生じない区域を含めるものとする。

③上記のバイパス水路は、別途管理者と協議するものとする。

(6) 構造形式

①洪水調整池の形式は、駐車場等の広場を利用したオンサイト構造または開発地の下流に設けるオフサイト構造とする。

②オンサイト構造

ア 貯留水深と越流水深をあわせた水深は 20 cm以下とする。

イ 貯留水を溜める隔壁はコンクリート構造とする。越流水深に対する余裕高さは 10 cm程度とする。

ウ 貯留箇所はアスファルト等で舗装するものとする。ただし、浸透性舗装を採用した場合は浸透量を貯水量にカウントしないものとする。また、造成盛土箇所では浸透性舗装を避けるものとする。

エ 常時の雨水排水のための側溝等の排水施設を適宜配置する。排水施設の容量も貯水量にカウントできるものとする。

③オフサイト構造

ア 洪水調整池の設置箇所の選定における留意点は次のとおりとする。

- ・地形的に集水しやすい場所を選定するものとする。
- ・造成盛土箇所は避けるものとする。
- ・道路に接道し、完成後管理しやすい場所を選定するものとする。
- ・下流排水路が公共施設に接続可能な場所を選定するものとする。

イ 構造の選定において、可能な限り掘り込み式を採用するものとする。

ウ 重力式コンクリートダムについてはダム基礎地盤、側部の地盤条件を調査し、適切な漏水対策を行うものとする。

エ 均一型フィルダムの堤体盛土の施工にあたっては、最新の神戸市土木工事請負必携の土木工事施工管理基準に留意するものとする。

(7) 擁壁

①基礎の根入れは、河川基準によるものとする。

②鉄筋かぶりは純かぶり 7 cmとする。ただし、水当たり部は 10 cm、水叩き部は 20 cmとする。

③擁壁背面の水抜きパイプ

ア 水抜きパイプには、逆流防止弁を設置するものとする。

イ 水抜きパイプを設けない場合は、別途排水処理工を設けるものとする。

(8) 放流施設

①オリフィス

ア 最小寸法：条件なし（施工は残存鋼製型枠とする）

イ 形状：原則として正方形（横長は不可）

ウ ベルマウス：設けないものとする

②スクリーン

ア スクリーンの間隔は15cmを標準とし、かつオリフィスの3/4以下とする。

イ スクリーンの材質、及び構造は、鉄筋φ16以上（または、同等品以上）、亜鉛メッキ仕上げとし、オリフィスサイズの長辺長の3倍以上離して設置するものとする。

③堆砂部

ア 水抜き孔のサイズは、φ100mm以下、かつオリフィスの辺長の2/3未満とする。ただし、バルブを設置するものとする。

イ 水抜き孔フィルターの材質は割栗石とし、施工範囲は計画堆砂厚tとした場合、幅は2×t以上、奥行きはt以上、高さはtとする。

④放流管

ア 放流管はφ1,000mm以上を原則とするが、小規模な洪水調整池はφ600mmまで縮小できるものとする。

イ 放流管が5m以上になれば、給気管を施工するものとする。

(9) 流入施設

①流入施設は、原則としてH.W.L以上とする。

②上記の流入施設は、別途管理者と協議するものとする。

(10) 安全対策

洪水調整池には、立入防止柵（高さ1.8m以上、忍び返し付）や注意喚起看板を設置するなど必要な安全対策を講じるものとする。

(11) その他

①洪水調整池の床には水勾配をとるものとする。（0.5%程度を目安とする）

②流木や塵芥の流入が予想される場合の防止装置として、流木止を余水吐に設ける場合は、その断面を必要断面から除くものとする。

③地下式とする場合には、十分な管理ができるよう開口部を設けるものとする。

(看板の設置)

洪水調整池及びその用に供される土地の所有者等の氏名または名称、連絡先その他必要事項について、公衆の見やすい場所に看板を設置するものとする。

(管理協定書の締結)

洪水調整池及びその用に供される土地の所有者は、洪水調整池の維持管理に関する協定書を本市と締結するものとする。

～参考～

洪水調整池の要・不要の判断手順

